

申請書チェックリスト【申請書表面】

No.	チェック項目	確認
1	登録業者が、住宅リフォーム支援事業の内容(申請者・建物・登録業者要件、補助対象工事等)について、申請者へ説明し、申請者が十分に理解・同意したうえで住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書の作成を行っていますか	□
2	申請窓口では、全ての書類が添付されているかの確認のみであり、実際の申請内容の査定はその後に行います。そのため、申請内容に不備ある場合など、却下となったり、補助金交付予定額が申請者及び登録業者の予測額より低くなる場合があることを承諾していますか	□
3	本申請に必要な添付書類は全てそろっていますか また、添付書類から申請用紙に間違いなく転記しましたか ※全部事項証明書(建物)が取得できない場合などは、登録後に申請をしてください	□
4	捨印部分に申請者の押印(シャチハタ不可)がされていますか	□
5	申請日付は、実際の申請日で記入されていますか	□
6	申請者の郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話及び携帯番号を正確・明確に記入しましたか また、申請者の押印(シャチハタ不可)がされていますか ※住所は、住民票の現住所を記入してください ※氏名は、住民票の氏名(漢字を正確に)を記入してください 例:「高」など ただし、市からの交付決定通知書等の発送には、システム上印字できる漢字で発送することを申請者が承諾していますか 例:「高」⇒「高」など	□
7	窓口に来た人の登録業者番号、法人名等(個人事業者の場合は屋号)、担当者名(フリガナ)、電話番号を正確・明確に記入しましたか。また、押印がされていますか ※押印について、法人は角印・丸印どちらでも可、個人事業者はシャチハタ不可	□
8	住宅の所在地は、全部事項証明書(建物)の所在を転記しましたか ※所在地の郵便番号も記入しましたか	□
9	申請者の住所と住宅の所在地が、仮換地等で完全一致しない場合、同一である旨を説明できる資料を添付していますか	□
10	住宅の所在地の行政地区名を記入していますか	□
11	住宅の種別を、次のとおり確認しましたか ①「一戸建て住宅」または「集合住宅」を初めに選択してください ②一戸建て住宅の場合、住宅のみの「専用住宅」または店舗等を併用している「併用住宅」のどちらかを選択してください ※専用住宅は、全部事項証明書(建物)①種別に「居宅」と記載があり、かつ、課税明細書の家屋用途に「専用住宅一般」等の記載があるものとなります	□
12	住宅の建築年を、全部事項証明書(建物)の原因及び日付より転記しましたか ※申請日の前日において10年以上前に建設された建物か確認してください	□
13	住宅の所有者名、所有権割合を全部事項証明書(建物)より正確・明確に転記しましたか ※所有権割合は、「%」とし、小数点以下四捨五入で記入してください 例:33.333%⇒33%、66.666%⇒67%	□
14	住宅専有割合を次のとおり確認しましたか ①現状が住宅部分のみの工事の場合、100%と記入してください ・集合住宅であっても専有部分のみの工事 ・現状が併用住宅であっても住宅部分のみの工事(例:畳交換・襖の貼り換え等) ②現状が非住宅部分のみの工事の場合、0%と記入してください ・専用住宅であっても、営利目的部分(営農作業場等)のみの工事 ・集合住宅の非専有部分(共用部分等)のみの工事 ・現状が併用住宅の非住宅部分(店舗等)のみの工事 ③次の場合、改修図(単線図でもよい)等に根拠(計算式と住宅専有割合)を示し、その%を小数点以下切捨てで記入してください。又、改修図等に工事内容も記入し添付してください ・住宅部分と非住宅部分(営利目的部分、共用部分、店舗等)を同時に行う工事	□
15	全部事項証明書(建物)に記載されている建物の各所有者の市税等完納照合票を太田市収納課で照合印をもらっていますか 例:建物の所有者が、同一世帯の夫・妻2名で共有の場合、夫1部、妻1部の照合票を提出してください	□
16	全部事項証明書(建物)に記載されている建物所有者全員の住民票を取得し、継続居住の確認をしましたか ※住民票に記載のある、「住民となった年月日」または「転入年月日」のいずれかの新しい方の年月日が、申請日の前日において2年以上前であるか確認してください ※建物所有者が、夫・妻で、その夫・妻が別世帯となっている場合は、住民票を夫の世帯として1通、妻の世帯として1通取得してください	□
17	各住宅所有者の補助対象割合を「所有権割合」、「住宅専有割合」、「滞納の有無」、「継続居住の有無」より正確に算出しましたか ※各住宅所有者の補助対象割合は、所有権割合×住宅専有割合で算出しますが、滞納がある場合、継続居住でない場合は、0%となります ※補助対象割合は、「%」とし、小数点以下切捨てで記入してください	□
18	補助対象割合計を各住宅所有者の補助対象割合の総和で算出しましたか ※補助対象割合計は、「%」とし、小数点以下切捨てで記入してください	□

申請書チェックリスト【申請書裏面】

No.	チェック項目	確認
19	施工業者の「登録業者番号」、「法人名等(個人事業者は屋号)」を記入しましたか ※複数の登録業者が元請となる工事の場合、代表1社がとりまとめをしていますか	<input type="checkbox"/>
20	工事期間(予定)を記入しましたか ※契約書または請書等に記載されている工事期間を転記してください ※工事完了日から15日以内に完了報告書の提出が必要なことを申請者及び登録業者とも理解していますか	<input type="checkbox"/>
21	他の補助金の利用の有無について、申請者等にも確認して記入しましたか 「あり」の場合、補助金の名称も記入しましたか ※介護保険住宅改修費(介護サービス課)、二つの障がい者(児)住宅改修【重度身体障害者(児)住宅改修、居宅生活動作補助用具住宅改修費】(障がい福祉課)、耐震改修(建築指導課)、商店リフォーム(産業政策課)に申請のある場合は、同一箇所での重複申請はできません 今後申請予定がある場合や受領済の場合は、共に「あり」としてください ※国・県の補助金、保険等は、本補助金では問いません。	<input type="checkbox"/>
22	過去の住宅リフォーム補助金受給の有無について、申請者等にも確認して記入しましたか ※「あり」の場合、何年度の住宅リフォーム補助金で受給されたかチェックしてください	<input type="checkbox"/>
23	10m ² を超える増築がありますか ※「あり」の場合、確認済証または確認申請書の副本の添付をしましたか ※増築工事を伴う場合、確認申請が必要か建築指導課へ事前に相談を行ってください	<input type="checkbox"/>
24	住宅火災警報器設置状況について確認を行いましたか。また、完了報告時に設置が証明できないときは、補助対象外となることを申請者及び登録施工業者とも理解していますか ※現状設置「あり」・「なし」に関らず、設置すべき箇所の写真を提出してください ※現状設置「なし」の場合、「なし」にチェックし「本補助金で設置する(見積りに含む)」又は「本補助金で設置しない(見積りに含まれない)」のいずれかにチェックして下さい	<input type="checkbox"/>
25	工事区分について、各工事区分より選択してください ※工事区分は、ガイドブックまたはパンフレットを参照してください	<input type="checkbox"/>
26	工事内容について、部屋名等の部署ごとにどのような工事を行うのか具体的に記入してください [例]キッチン:床・壁・天井改修及びシステムキッチン交換、屋根:棟瓦3段積直し	<input type="checkbox"/>
27	総工事費について、見積りの合計金額を記入してください ※複数見積り、複数の登録施工業者の見積りがある場合などは合算してください ※住宅部分と非住宅部分(営利目的部分、共用部分、店舗等)を同時に行う工事で、それぞれに分けた見積りを作成した場合であっても、関連工事を含む全ての工事の見積りを提出してください ※端数処理等で、直接工事費×消費税＝見積額とならない場合は、直接工事費×消費税の額(小数点以下切捨て)を優先して記入してください	<input type="checkbox"/>
28	補助対象工事費について、次の計算式により、補助の対象となる工事費の算出をしましたか ①全額補助対象工事費となる場合は、見積り額＝補助対象工事費となります ②補助対象ではない工事を含む場合は、補助対象直接工事費+{(補助対象直接工事費/直接工事費)×(諸経費※+値引き)}+消費税＝補助対象工事費となります ※諸経費とは、直接工事費以外の現場管理費や雑費等です なお、補助対象直接工事費+(補助対象直接工事費/直接工事費)の段階で小数点以下は切捨てとし、かつ、消費税を乗じた後に小数点以下は切捨てとして補助対象工事費を算出してください	<input type="checkbox"/>
29	補助対象額について、次の計算式により算出してください ※「補助対象割合計」×「補助対象工事費」で算出 ※補助対象額は、小数点以下は切捨てで記入してください ※市の査定により、補助対象額が記載した額と変わる場合があることを申請者及び登録施工業者とも理解していますか	<input type="checkbox"/>
30	補助金交付申請額について、次の計算式により算出してください ※補助対象額が10万円から67万円未満まで、「補助対象額×30%」とし、千円未満切捨てで算出 ※補助対象額が67万円を超える場合は、一律20万円	<input type="checkbox"/>
31	全ての添付書類が準備されているか確認しましたか ※添付書類にて、補助要件を満たす根拠が提出できない場合は、追加で根拠書類の提出が必要になる場合もあることを申請者及び登録施工業者とも理解していますか	<input type="checkbox"/>
32	申請書の提出について、申請者が施工業者に委任したか確認してください また、本補助金査定のために申請者の状況等の確認を市が行うことへの同意もされているか確認してください ※申請者の直筆にて住所、氏名を記入、押印(シャチハタは不可)がされていますか	<input type="checkbox"/>
33	本申請書の市の査定で、疑義、不備が判明した場合、速やかに補正を行います また、この申請書に不正がないことを保証します	<input type="checkbox"/>

